

身边に潜むSNSのワナ

消費者トラブルに巻き込まれないおとなになろう



制作：奈良女子大学消費者問題研究会BEACS
企画：奈良県消費生活センター

はじめに

この冊子では成年年齢引き下げを目前に控えて、インターネットやSNSを利用するなかで起こりうる消費者トラブルについて主に取り上げています。BEACSのメンバーが若者の目線で、身近な事例や気をつけるポイントをまとめました。
消費者トラブルについて知り、被害を未然に防ぎましょう！

奈良女子大学消費者問題研究会BEACSとは

BEACSは、奈良女子大学生活環境学部生活文化学科の学生有志による消費者啓発グループです。大学での学びや生活の中での気づきをメンバー一人ひとりが深めながら、奈良県消費生活センターと連携して地域や学校に対して消費者啓発活動を行っています。

表紙イラスト担当
Y.Iです

表紙担当しました！
まず興味持ってもらえるように意識しました！



2~9ページ担当
S.Mです

ネットでの買い物には危険が多く潜んでいます。小さな文字までしっかり読むことを心がけましょう！



イラスト、もくじ担当
O.Mです

主にイラスト部分を担当しました！たくさんの方に読んでいただけると嬉しいです。



4~5ページ担当
A.Iです

成年年齢が引き下げられます！この機会にあなたの消費者力をチェックしてみましょう！新たな気づきがあるかも…？



6~7ページ担当
N.Sです

生活の中にはたくさんのトラブルが潜んでいます。自分のため、家族や友人のために消費者問題について学んでみませんか？



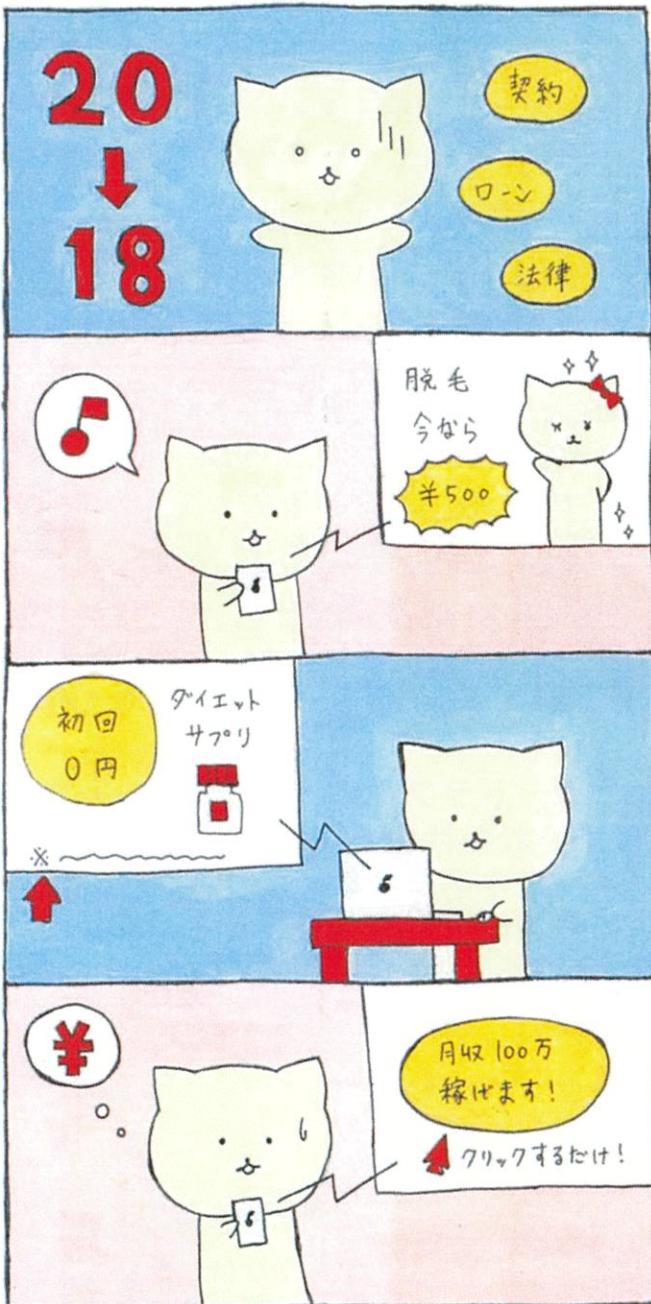
10~11ページ担当
T.Nです

サイドビジネス商法を担当しました。SNSは簡単に多くの情報を得られますが危険も多く潜んでいます。この冊子を読んで消費者問題を楽しく学びましょう！



指導：奈良女子大学生活環境学部 大塚 浩

もくじ



成人年齢
引き下げって
どういうこと?
→ P. 4・5

こんな広告
見たこと
ありませんか?
→ P. 6・7

通信販売
のサイト、
よく見ると…?
→ P. 8・9

「簡単にもうける」
ビジネスの
カラクリとは?
→ P. 10・11

成年年齢引き下げってどういうこと？

あなたの「消費者力」って、いかほど？？



2022年4月より、成人年齢が18歳に引き下げられ、

18歳でも一人で契約を結べるようになります。

クレジットカードも作れるし、賃貸契約、

ローンを組むのだってひとりでできちゃいます！

法律的には大人の仲間入りってわけですね。

・・・でも本当に大丈夫ですか？

これから18歳を迎えるあなたも、

すでに迎えたあなたも、

自分の「消費者力」、見直してみませんか？？

消費者力をつけることは、トラブルの防止にもつながります。

情報であふれた社会だからこそ、

トラブルに巻き込まれないように、

巻き込まれても適切な対応ができるように、

賢い消費者になるための力が試されています！



～消費者力を高めるポイント～

- ・不確かな情報に踊らされない
- ・疑いの目を持つ
- ・自分で一度よく考えてみる

消費者力チェック♪

(BEACS作成)

←: はい
←: いいえ

あなたの消費者力はどのくらいですか?
簡単にチェックしてみましょう!

スタート!

広告やサイトに違和感を覚えたことがある

詳細を確認してから買うようにしている

買って後悔することが割とある

冷蔵庫やクローゼットの中身は把握している

皆が持っているものは自分も欲しくなる

つい衝動買いしてしまう

捨てる時のことまで考えている

そんなに欲しくなくとも安いと買ってしまう

テンションが上がるとなかなか冷静さを失う

すばらしい☆
あなたの消費者力は
折り紙付き!
とってもお買い物上手なあなたは、トラブルを未然に防ぐ力もばっちり☆
この調子で頑張りましょう!

もう一声!
あなたの消費者力、
いい感じです!
ただ、油断は禁物。
大切なお金、やっぱり有意義に使いたいですね。あなたならもっと賢い消費者になれるはずです!

がんばろ♪
買い物に失敗してしまった経験、結構ありませんか?
今こそ消費者力をつけるチャンスです!
見た目や値段を見るだけじゃなくて、買うかどうかの判断材料をもっと増やしてみるといいかも!

誇大広告に要注意！

～脱毛エステについて～

SNSや電車内で脱毛エステの広告を見かける人も多いのではないでしょうか。脱毛エステを利用する大学生も多くいる一方で、様々なトラブルが起こっています。身近なことだからこそ、改めて脱毛エステの利用についてよく考えてみませんか？

意識していますか？

エステを選ぶ際に注意すること

注意

安さや早さなどにつられない！

料金や施術期間は重要な要素ですが、

広告には極端な表現が多く実際とは異なることも・・・

口コミ、友達の意見をすぐに受け入れない

サイトに載っているのはいいコメントがほとんど。

けれど身体の性質や金銭状況は人によって異なるもの・・・

契約内容をよく確認する！

曖昧な表現が多い場合解約の際にトラブルになりやすい・・・

施術の内容や時間、単価、施術回数などをよく確認すること！

注意

自分に合ったエステを見極めよう！

契約をやめたい時の対処法を知ろう！

クーリング・オフ制度

契約解除をすることができる制度。 裏表紙参照

ただし取引形態、解約可能期間が限られているので
契約前によく確認しよう。

エステティックの場合・・・

- ・契約期間が1か月を超えてる
- ・総額が5万円を超えてる



契約後

8日以内なら解約可能

※クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約ができます。
(違約金などの条件あり)

消費生活センター

契約内容に疑問を抱いたり
そのほか何か不安を感じたりしたときは
最寄りの消費生活センターへ！

専門の相談員がアドバイスや問題解決のお手伝い
をしてくれます。



消費者ホットライン188



～通信販売でのトラブル～
お試し価格にご注意！



ネット通販やSNSの広告を見ていると、「初回0円！」や「お試し価格300円！」のようなフレーズを目にする事はありますか？

お買い得でつい注文ボタンを押したくなってしまいますが、ちょっと待ってください！その商品、1回お試しではなく定期購入かもしれません。

あの有名人も愛用！
**初回
0円**
送料300円のみ



ダイエットサプリ



今すぐ
注文！

4ヶ月以上の購入が条件です。

※気付かず定期購入契約をしてしまい、思った以上に高額な請求をされる、解約に応じてもらえない、などのトラブルが多発しています！

↑重要なことが小さく書かれていることも…！

◎気をつけるポイント！

- ①通信販売はクーリング・オフができません！
 - ②契約内容をしっかりと確認する
→定期購入になっていないか、総額いくら支払うことになるか、違約金はないか、連絡方法を確認する。
 - ③解約・返品の条件を確認する
-

◎まとめ

成年年齢が引き下げられ18歳で成人になると自分1人で契約が出来るようになり、未成年者取消の適用はありません。

一度成立した契約は、一方の都合だけで勝手に解消することはできません。

通信販売でモノを購入する時は、販売サイトの広告をよく見て、慎重に買うかどうか判断しましょう！

※購入の前にチェックするポイント※

- 1回限りの購入か継続的な購入かを確認した
- 返品・解約の方法を確認した
- 代金の支払時期・商品の引渡時期を確認した
- 会社情報や連絡先を確認してメモを取った
- 最後までスクロールして全ての内容を読んだ

サイドビジネス商法

未成年OK
即日即金

簡単に稼げます！
☆くわしくはDMまで☆☆

- ・1日15分 スマホで簡単作業！
- ・スキマ時間で50万円\$
- ・初心者でも安心なサポートつき○



TwitterやInstagramなどのSNSでこのような広告を見かけたことはありませんか？
実はそれ、サイドビジネス商法かもしれません。

サイドビジネス商法とは？

上記のような甘い言葉で誘い仕事をするための道具や機材、資格や検定のテキスト代、情報商材などを高額で売りつける商法のこと。

- ・通販サイトの開設
- ・出会い系アフィリエイト（ほかの人をその出会い系サイトへ登録させれば報酬が入るもの）

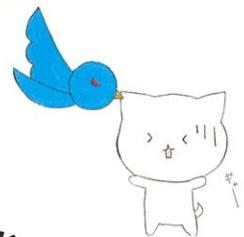
といった仕事内容があり、高額な商材を購入させられたのにも関わらず全く稼げずに購入した商品の負担が残る、購入を断ったことで罵詈雑言を浴びせられる、という被害が起こっています。

被害に遭わないためには？

- 「楽に稼げる」「簡単に稼げる」といったうたい文句は信じない！

- 高額な初期投資が必要なサイドビジネスはしない
- 業者を検索し、次のことをチェックしよう！

- ・ホームページが雑ではないか
- ・運営年数が極端に短くはないか
- ・代表者の名前は記載してあるか
- ・事務所の住所は架空のものではないか



SNSで、お金の写真を投稿しているアカウントは詐欺の可能性があるため注意！！

契約をやめたいときは？

- クーリング・オフできるかもしれません
 - ・特定商取引法の業務提供誘引販売と認められれば、クーリング・オフできる場合もあります。（契約書を受け取って20日間）☞クーリング・オフの詳細は裏表紙へ
 - ・ただし、業者は業務提供誘引販売と認めないため、クーリング・オフができず、トラブルになることが多い！

- 警察や消費生活センター、弁護士等にすぐ相談！
業者と連絡不能になってしまう可能性があるので、できるだけ早い対応が必要です。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとはいったん契約した場合でも、特定の取引については、一定期間内であれば消費者が無条件で契約解除できる制度です。

特定商取引法上のクーリング・オフできる取引と期間

(契約書を受け取った日を含める)

訪問販売	電話勧誘販売	訪問購入
アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む 8日間 	8日間 	押し買い(貴金属など) 8日間  (消費者庁 イラスト集より)
特定継続的役務提供	連鎖販売取引	業務提供誘引販売取引
エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療 8日間 	マルチ商法、ネットワークビジネスなど 20日間 	サイドビジネス商法、モニター商法など 20日間 

上記のクーリング・オフ期間を過ぎても、あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

相談無料

秘密厳守

消費者ホットライン

188 (いやや)

全国共通の電話番号から最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。



消費者

消費者ホットライン

188

イメージキャラクター
「イヤヤン」

奈良県消費生活センター

奈良県消費生活センター 中南和相談所

〒630-8122
奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階
TEL:0742-36-0931
FAX:0742-32-2686

〒635-0085
大和高田市片塩町12番5号
大和高田市市民交流センター3階
TEL:0745-22-0931
FAX:0745-22-4999

(相談受付時間)9:00~16:30 (月~金 祝日・年末年始を除く)



発行者：奈良県消費生活センター 総務啓発係
住 所：奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階
TEL 0742-32-0621

発 行：2021年3月